

白山市三世代ファミリー同居奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、子育てしやすい環境の整備及び定住人口の増加に資するため、本市において新たに三世代の同居を始める住宅の新築若しくは購入（以下「新築等」という。）又は住宅の増築、改築若しくは改修（以下「増改築等」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で奨励金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 三世代 親子（妊娠に係る子を含む。以下同じ。）及び当該子の祖父母（祖父又は祖母のみの場合を含む。）（以下単に「祖父母」という。）をいう。
- (2) 子 三世代同居等を始めた日の属する年度の4月1日において、18歳未満である子どもをいう。
- (3) 同居 親子及び祖父母が同一の住宅に居住することをいう。
- (4) 増築 既存の住宅に建て増しを行い、床面積を増やすことをいう。
- (5) 改築 住宅の全部又は一部を除去した後、引き続きこれと規模及び構造が著しく異ならない建築物を建てることをいう。
- (6) 改修 住宅の全部又は一部の修繕、模様替え、設備の取替え等を行うことをいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市において新たに三世代同居に係る住宅の新築等又は増改築等を行った者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 親子又は祖父母が住所の変更（住民票に記載されている住所の変更をいう。以下同じ。）を行っていること。
- (2) 三世代同居に係る住宅の新築等又は増改築等の契約者であること。
- (3) 三世代同居の世帯員全員が、過去にこの告示に基づく奨励金及び白山市

三世代同居・近居促進事業補助金交付要綱（平成27年白山市告示第187号）に基づく補助金の交付を受けていないこと。

（対象となる住宅）

第4条 奨励金の交付の対象となる住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 三世代同居を開始した日から起算して前後6か月以内に新築等又は増改築等が完了したこと。
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令の基準を満たすこと。
- (3) 三世代同居を行う世帯員の所有であること。
- (4) 新築等又は増改築等に要した費用（他の補助制度による補助金等が交付される場合においては、当該費用から補助金等の額を差し引いた額）が100万円以上であること。

（対象費用）

第5条 奨励金の交付の対象となる費用は、新築等又は増改築等に要した費用（消費税及び地方消費税を含む。）であって、次の各号に掲げる費用のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 併用住宅における住宅部分以外に係る費用
- (2) 他の補助制度による補助金等の額に相当する費用
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める費用

（補助金の額）

第6条 奨励金の額は、新築等にあつては60万円とし、増改築等にあつては30万円とする。ただし、三世代同居を開始した日の属する年度の4月1日において次の各号に掲げる事由があるときは、当該各号に定める額を加算して交付するものとする。

- (1) 新築等を行った対象者が35歳未満であるとき又はその配偶者が35歳未満であるとき。
- (2) 新築等を行った対象者が現在の配偶者との婚姻を届け出た日から3年を経過しないとき。

（併用の禁止）

第7条 この告示による奨励金は、次に掲げる要綱による制度との併用はできないものとする。

(1) 白山市若者・子育て世帯定住奨励金交付要綱（令和5年白山市告示第96号）

(2) 白山市白山ろく地域定住奨励金交付要綱（令和5年白山市告示第97号）

（交付の申請）

第8条 奨励金の交付を受けようとする者は、三世代同居に係る新築等又は増改築等が完了した日から起算して6か月又はその日の属する年度末のいずれか遅い日までに三世代ファミリー同居奨励金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

(1) 三世代の世帯員全員の住民票（続柄の記載のあるものに限る。）の写し

(2) 戸籍謄本（第6条第2号に該当する場合に限る。）

(3) 市税を滞納していないことを証する書類

(4) 工事請負契約書、売買契約書の写し又は工事等の領収書

(5) 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写し（住宅が都市計画区域内にあり、かつ完了検査を必要とするものに限る。）

(6) 工事着工前及び完成後の写真（増改築等の場合に限る。）

(7) 誓約書（様式第2号）

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付決定及び額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、三世代ファミリー同居奨励金交付決定（額の確定）通知書（様式第3号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（奨励金の請求及び交付）

第10条 前条の規定による通知を受けた者は、奨励金を請求するときは、三世代ファミリー同居奨励金請求書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに奨励金を交付するもの

とする。

(交付決定の取消し及び返還)

第11条 市長は、奨励金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該奨励金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 奨励金の交付を受けた日から起算して5年以内に三世代による同居を解消し、又は奨励金の交付の対象となった住宅を売却したとき。

2 市長は、奨励金の交付の決定を取り消したときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第12条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第8条の規定により申請を行ったものについては、なおその効力を有する。